

発議第 32 号

産科・小児科医療の体制充実・強化を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者

議会運営委員長 中川 弘

産科・小児科医療の体制充実・強化を求める意見書

近年、わが国の少子高齢化は急速に進行し、大きな社会問題となっている。政府も国家の存亡をかけて少子化対策に乗り出そうとしている。少子社会では、子どもを心身ともにより健康に育てるため、産科・小児科医の活動がますます必要とされている。

産科・小児科は特殊性が高く、子どもの成長と発達を総合的・全人的に見守る科であり、次代の日本を背負う子どもを健全な成人に育て上げるという使命を担っている。

よって、以下の項目を政府に要望する。

記

- 1 産科・小児科における医療体制が継続的に維持できるよう診療報酬を改定すること。また、救急医療を担う地域の基幹的病院の採算性確保を行うこと。
- 2 医師や看護師等の勤務条件の大幅な改善に取り組むこと。特に女性小児科医師のおよそ3分の1が育児や家事のために小児科臨床の現場を離れていることから、産前産後の休業や育児休業の確保、保育施設の確保・充実、0歳児保育、延長保育・24時間保育・病児保育など子育て支援の整備に対する国・県の支援を強めること。
- 3 住民に対する地方行政サービスの一環として、昼夜を問わず小児医療の提供に自治体が支援を強めていることから、国・県としても市町村に対する財政面での支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

2018年12月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
厚生労働大臣	根本	匠	様
千葉県知事	森田	健作	様

千葉県流山市議会

発議第 33 号

「白タク」行為への更なる対策強化を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者

議会運営委員長 中川 弘

「白タク」行為への更なる対策強化を求める意見書

タクシー市場における供給過剰の効果的な対応と安全性やサービス水準の向上を目的として、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正タクシー特措法」という。）」が平成26年1月に施行された。

一方で、タクシーやバスのような営業許可をとらず、白いナンバープレートのまま有料で客の送迎を行う車（以下「白タク」とする）が急増している。2020東京オリンピック・パラリンピックに向け当市に於いても問題の発生が大いに懸念される。「白タク」は道路運送法に抵触し、警察が注意を呼びかけるものの、摘発は非常に困難になっている。

「白タク」は、乗客を乗せられる免許を持ったプロの運転手ではないため、休憩時間など安全運転の規則も甘く危険であり、交通事故にあっても、保険の適用を受けられない可能性もある。そのような中政府は、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、ライドシェア（自家用自動車を用いて有償で運送を行うサービス）を含めた検討を行っているが、「白タク」行為の助長につなげてはならない。

よって、国会及び政府に対し、以下のことを要請する。

記

- 1 ライドシェア導入に際しては、利用者の安心・安全について、改正タクシー特措法の意義を損なわないよう、慎重に議論すること。
- 2 道路運送法違反である「白タク」行為に対し、更なる対策強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	石田	真敏	様
法務大臣	山下	貴司	様
国土交通大臣	石井	啓一	様
国家公安委員会委員長	山本	順三	様

千葉県流山市議会

発議第 34 号

フリースクール等に対する公的支援を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者

議会運営委員長 中川 弘

フリースクール等に対する公的支援を求める意見書

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校における不登校の児童生徒数は13万人を超え、平成24年度から増加の一途をたどっている。

千葉県においても、同様の状況にあり、不登校の児童生徒への学習機会の確保は、まさに喫緊の課題となっている。

平成29年2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、その理念の一つに、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるよう定められた。

不登校児童生徒の支援において、民間のフリースクール等が行う学習活動、教育相談、体験活動などの活動は、様々な事情により学校生活になじめずにいる児童生徒の社会的自立に向けた学びの場として、重要な役割を果たしている。

しかしながら、民間のフリースクール等の運営は学校教育法に基づく学校に該当しないため、公的な支援制度が適用されず、その運営は大変厳しい状況となっている。

よって、国に対し不登校児童生徒が学校以外で多様な学びができるよう、フリースクール等に対する公的支援の早期実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
文部科学大臣	柴山	昌彦	様
厚生労働大臣	根本	匠	様

千葉県流山市議会

発議第 35 号

認知症施策の推進を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者

流山市議会議員 斉藤 真理

賛成者

流山市議会議員 戸辺 滋

〃 野村 誠

〃 小田桐 仙

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざし、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながることをできるよう、認知症サポーターなどの支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	根本	匠	様

千葉県流山市議会

発議第 36 号

無戸籍問題の解消を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者

流山市議会議員 野村 誠

賛成者

流山市議会議員 戸辺 滋

〃 齊藤 真理

〃 小田桐 仙

無戸籍問題の解消を求める意見書

無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題である。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等が出来ないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要である。

そこで政府としては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 強制認知調停の申立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。
 - 2 関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができることとされているが、そのことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされている事例が見受けられる。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍者問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。
 - 3 嫡出否認の手続きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第772条第1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	石田	真敏	様
法務大臣	山下	貴司	様

千葉県流山市議会

発議第 37 号

千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める意見書

現在、千葉県の重度心身障害者医療費助成制度の対象者は、身体障害者手帳1級・2級の身体障害者と療育手帳④～Aの2までの知的障害者となっており、精神障害者は対象外である。

日本政府は、国連で採択された「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」を2014年1月に批准し、2016年4月1日に障害者差別解消法が施行された。

これらの経緯からも、医療費助成制度において、精神障害者も対象にすべきものと考ええる。

また、平成30年6月定例県議会では同趣旨の請願書が採択されており、千葉県執行部の誠実な対応が求められている。

よって千葉県に対し、障害の種別を問わず、重度心身障害者医療費助成制度の対象を拡大し、精神障害者も含めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月19日

千葉県知事 森田 健作 様

千葉県流山市議会

発議第 38 号

障害者に対する介護保険優先の原則についての改善等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

障害者に対する介護保険優先の原則についての改善等を求める意見書

介護保険の対象となった障害者は、介護保険優先の原則を理由に本人の承諾なく、障害者福祉制度から介護保険制度に移行させられるが、介護保険は、保険料・利用料を払わないと利用できない。

この結果、多くの障害者は生きるために必要な支えさえも費用負担が発生し、支援の質と量の低下等に直面することから、以下のことを政府に要望する。

記

- 1 介護保険制度における国庫負担を引き上げ、保険料及び利用料負担を軽減すること。
 - 2 介護保険優先の原則を本人の実態に即した対応にできるよう制度の緩和を図ること。
 - 3 障害者を介護保険制度へ機械的に移行させず、実態に即したきめ細やかな対応を行う自治体へのペナルティーをやめること。
 - 4 暮らしの場をはじめ、誰と、どこに住んでいても、必要な時に必要な支援を受けられるよう障害者福祉制度と社会基盤を充実すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
厚生労働大臣	根本	匠	様

千葉県流山市議会

発議第 39 号

補聴器のさらなる普及と制度等の充実を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

補聴器のさらなる普及と制度等の充実を求める意見書

日本補聴器工業会や福祉用具の開発や普及にかかわっている協会などは、日本の難聴者、補聴器の装用状況について調査結果を発表した。47都道府県1万3710人を対象にするとともに、日本以外の12カ国（欧州10カ国、アジア・パシフィック2カ国）と比較した。

自分が難聴だと「自己申告」した人の難聴者は欧州諸国と差はないものの、補聴器所有率では日本が14.4%に対し、ドイツ、フランスは日本の2倍以上、イギリスは3倍以上となった。補聴器の満足度は、日本が4割を満たさないのに対し、欧米では国家資格を有する聴覚専門家と医師が連携し補聴器を調整するため、満足度は7～8割にのぼっている。

その他、①補聴器が必要だと感じている方は65才以上で66%を占める。②補聴器所有者の54%がもっと早く補聴器を使用していればよかったとしている。③両耳装用者は片耳装用者に比べて、満足度は高く、1日の使用時間が長い。④補聴器の購入先はインターネットが著しく低く、専門店での購入率が高いなどのことが分かった。

よって、以下のことを政府に要望する。

記

- 1 公的補助が受けられる聴力レベルについて、世界保健機関(WHO)が推奨する聴力レベル41デシベル以上まで、順次引き下げること。
 - 2 聴覚専門家の国家資格化や工業会等で認定されている認定補聴器技能者の認知度を高めるために関係機関との協力を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	根本	匠	様
文部科学大臣	柴山	昌彦	様

発議第 40 号

野生動物におよぼす放射線被ばく影響調査に関する意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

野生動物におよぼす放射線被ばく影響調査に関する意見書

1万5千人を超す人々の生命を奪った東日本大震災から、7年が経過した。福島第一原子力発電所の被災により、周辺地域に放射性物質が拡散し、多くの住民の方々が、住み慣れたふるさとを離れることを余儀なくされた。同時に、そこにすむ野生動物にも大きな影響を与えた。これらの野生動物の中には、放射線量が高く、住民の帰還が困難とされている地域に住んでいる群れや個体もいる。

環境省では、平成24年度から現在に至るまで「野生動植物への放射線影響調査」等を通じ、被災地での野生動物に関する貴重な資料を蓄積している。しかし、対象とされている哺乳類が小型種に限定されており、野生動物を調査している学会等からも懸念を抱かれている。

中・大型哺乳類も対象とすることで、広い行動圏を必要とし、葉や果実など森林内の多様な資源を食物として利用する性質から、放射性物質の拡散による森林生態系全体への影響を総合的に理解できる。また、ヒトと同じ哺乳綱に属すニホンザルなどは、20年を越えて生きることから、数十年規模での人体への放射線被ばくの影響を知ることができるなど大きなメリットがある。

そこで以下のことを要望する。

記

- 1 現在実施されている「野生動植物への放射線影響調査」を今後も継続するとともに、ニホンザルなどの中・大型動物も調査対象に加えること。
- 2 福島第一原子力発電所被災地で実施されている、国、地方自治体、大学等研究機関の研究成果をまとめ、森林環境中および野生動物の体内の放射線セシウム含有量など重要な一次資料を網羅的に閲覧できる仕組みを国が構築し、官民一体の取り組みを一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
環境大臣	原田	義昭	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

千葉県流山市議会

発議第 41 号

児童・園児等の安全確保を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出します。

平成30年12月19日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎

児童・園児等の安全確保を求める意見書

昨年12月、宜野湾市の米軍普天間基地に隣接する緑ヶ丘保育園、普天間第二小学校に、米軍ヘリからの部品や窓枠が相次いで落下するという事故が起こった。事故後、米軍機が学校上空に接近するたびに、沖縄防衛局監視員の指示で児童が校庭から校舎に走って避難する事態が続いている。

防衛省によれば、避難回数は校庭使用を再開した2月13日から9月12日まで合計706回を数える。具体的には、3月6日は23回と1日としては最多となり、卒業式のあった同月22日は7回など、3月だけで204回にもなる。6月は、25日から29日の5日間の61回など計158回行った。

現在普天間第二小学校では、校舎以外の避難場所として、8月末に運動場へ2か所の避難所を完成させ、教員の指示による避難訓練に切り替わったものの、将来ある児童・園児が危険と隣り合わせで学校や保育園での生活を送っている状況は変わっていない。

よって政府に対し、今年7月27日、全国知事会の提言を以下に示し、積極的な対応・具現化を強く求める。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定などを実施すること。また、訓練ルートや訓練の時期について事前情報提供を行うこと。
- 2 航空法や環境法令など国内法の適用、事件・事故時の自治体職員の立ち入りの保障などを明記した日米地位協定の見直しを行うこと。
- 3 米軍人等による事件・事故に対する具体的・実行的な防止策の提示、継続的な取り組みを進めること。
- 4 施設ごとの必要性や使用状況等を点検し、基地の整理・縮小・返還を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年12月19日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
文部科学大臣	柴山	昌彦	様
防衛大臣	岩屋	毅	様
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、 消費者及び食品安全、 少子化対策、 海洋政策)	宮腰	光寛	様

千葉県流山市議会